

(新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費

10百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

平成22年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」では、我が国の生物多様性の損失を止めるために、2020年までに「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息数・生育環境の維持・回復を図る」ことなどがあげられている。希少野生動植物の保全のための主要な法律である、種の保存法に基づいて定められた国内希少野生動植物種(82種)は、我が国の絶滅のおそれのある種(3,155種)の2%に過ぎず、また、国内希少野生動植物種の生息地等保護区は全国で9箇所(約85ha)のみである。さらに、種の保存法で譲渡し等が規制されている国際希少野生動植物種についても、違法な譲渡し等が見られる。

このため、種の保存法等の施行状況を踏まえ、今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方について検討を行うものである。

2. 事業計画

「希少野生動植物の保全のあり方検討会(仮称)」を設置し、今後の希少野生動植物の保存のあり方を総合的に検討する。そのため、同検討会の下に、「生息地等保全及び保護増殖のあり方分科会(仮称)」及び「希少野生動植物の流通管理のあり方分科会(仮称)」を設置し、種の保存法を中心として、関係法令を横断した希少野生動植物種の保全のあり方について検討を行う。(平成23年度)

3. 施策の効果

上記検討会等における検討結果に応じて、希少野生動植物の保全のあり方の改善を図るとともに、種の保存法の改正を行う。

今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費

10百万円(新規)

現在の課題

生息地等保護区が少ない
9箇所(約85ha)
国内種が少ない(82種)、離島等に生息する種に偏在
保護増殖事業の予算配分の変更が必要(47計画)
国際種の登録では、個体と登録票の対一関係が弱く、偽造等あり等

希少野生動植物の保全制度等のあり方検討会の開催

(3回(+2分科会)開催)

生息地・保護増殖分科会 (3回)

国内希少野生動植物種の指定のあり方検討
生息地等保護区を始めたとした保護区の効果的な指定のあり方検討
保護増殖事業の適切な実施方法検討等

流通管理分科会 (3回)

国際希少野生動植物種の登録制度の改善策検討等

分科会での議論の他、罰則強化等を議論
専門家にヒアリングによる希少野生動植物の現状を現す代表的事例を把握(9分類群)

適切な国内希少野生動植物の指定

効果的な生息地等保護区等の指定

メリハリのきいた保護増殖事業の実施

国際希少野生動植物の適正な流通

関連施策との効果的な連携

必要に応じて種の保存法改正

制度点検の必要を指摘

- ・生物多様性基本法
- ・生物多様性国家戦略2010
- ・民主党政策集INDEX2009

H23年度

H24年度以降